

中国専利法の改正について

豊橋技術科学大学総合教育院 准教授 蔡 万里



要 約

法制度は上部構造の一つとして経済条件の土台に依存しかつ経済条件の変化に応じて変化するものである。中国専利法の変遷もまさに中国国内の産業発展の実情を反映するものと言えよう。中国は1985年に最初の専利法が施行された以来、1993年、2000年、2008年にそれぞれ法改正が行われ、それから2020年10月17日に、12年ぶりに新たな改正専利法が可決され、2021年6月1日に施行されることになった。1993年の第1次改正と2000年の第2次改正が外部からの圧力や国際条約上の義務を果たすための「受動的な受け入れ」であったのに対し、2008年の第3次改正ないし2020年の第4次改正はいずれも国内の産業構造の高度化を図るための「能動的な革新」であると言われている。本稿は、中国の暦次専利法改正の経緯を概観した上で、2021年専利法の改正ポイントについて解説するものである。

目次

1. 中国専利法改正の経緯
2. 外観設計専利制度の見直し
3. 医薬品のパテントリンケージ制度の導入
4. 権利保護と侵害救済の強化
5. 開放許諾制度
6. その他改正事項

1. 中国専利法改正の経緯

(1) 第1次改正

1980年代から1990年半ばまでの中国は、改革開放政策を実行する初期段階にあたり、国の基礎産業が非常に薄弱な状況にあった。そして、外資企業を誘致し、国内産業を培うのに必要な資本と技術を海外から導入するために、より体系的な知的財産の保護法制度の確立が必要となったことを背景に、1985年4月に、中国において最初の専利（特許に相当する「発明専利」、実用新案に相当する「実用新型専利」、意匠に相当する「外観設計専利」を含む）を体系的に保護する法律である「中華人民共和国専利法」が施行された。それは、中国が知的財産法制度発足の時代に入ったことを意味している。1985年専利法は当時の国の経済発展の実情に合わせて専利に対して一定程度の保護を与えることによって国内産業の発展に寄与することを果たしてきたが、保護のレベルが高いとは言えず、欧

米先進諸国による知的財産の保護に比べてまだ程遠い状況にあった。その後、「改革」の更なる深化並びに「対外開放」の更なる拡大に伴い、米中間の貿易も盛んになったが、中国が米国の知的財産に対して十分な保護を与えていなかったことから、知的財産の保護を巡る問題は米中貿易関係の発展に大きな障害となった。1991年、米国通商代表部（USTR）は「1988年包括通商・競争力法」の「スーパー301条」⁽¹⁾に基づいて、中国が米国の薬品やその他の化学製品に特許の保護を与えていないことなどを理由に中国に対する「スーパー301調査」の発動に踏み切り、対中国の懲罰的関税の報復措置を発表した。USTRからの圧力を受けて、中国政府が関連知財保護の問題について積極的に米国と交渉を行った結果、1992年に、両政府は「米中知的財産権保護に関する覚書」との協定を締結した。中国は、この協定を履行するために、1992年9月に第1次専利法の改正を行い、1993年1月に改正専利法を施行した。1993年専利法は米中交渉の結果を踏まえ、主に下記の五つのポイントについて改正を行った。

- (一) 専利権の保護範囲の拡大、化学物質、新薬などそのものに対する保護
- (二) 輸入権の導入、方法の発明の効力の拡大（当該方法により直接得られた物まで）、中国での実施義務の撤廃

- (三) 保護期間の延長（発明は15年から20年に、実用新型と外観設計は8年から10年に）、優先権制度の導入
- (四) TRIPS協定の基準に適合させた強制実施制度の見直し
- (五) 査定手続きや立証責任の完備等

第1次専利法の改正は、知的財産権の保護に関する国際条約の基準に照らして専利に対する保護を大幅に強化したものであった。

(2) 第2次改正

1993年専利法を施行した一年後、中国は1994年1月に正式に「特許協力条約(PCT)」に加盟し、同年4月に、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)」にも署名した。しかし、米国は1994年6月に知的財産権侵害行為に対する取締りの行政措置が不十分を理由に再び中国に対して「スーパー301調査」を発動し、同年末に対中関税報復措置を発表した。そのとき、中国は対外貿易法に基づいて米国に対する反報復措置を発表した上で、再び米国と貿易交渉をすることに踏み切った。また、1995年1月に世界貿易機関(WTO)が発足した後、中国がWTOに加盟するための手続きを積極的に進めていた。それに対し、米国が提示した条件を受け取ったら、米国は中国のWTO加盟に対して「より柔軟的な姿勢」⁽²⁾を取ることを中国政府に約束した。1995年2月、両国間の再び交渉の末、米国が「スーパー301調査」の発動を取り消し、関税の報復措置を撤廃する代わりに、中国が「効果的に知的財産を保護する行動計画」に承諾し、法に基づいて知的財産侵害行為に厳しく対処することで妥結した。そのため、中国は1995年3月から6月の半年間を知的財産侵害行為の「特別取締強化期間」とし、専利権・商標権・著作権への侵害行為並びに不正競争行為に対する取締りを一段と厳しくした。1995年7月に、中国はWTOのオブザーバーの地位が認められ、同機関への約束を果たすために、WTOの設立に関する国際条約に基づいて専利法の第2次改正を検討し始めた。それ故、1990年半ばから2000年代にかけては、中国の知的財産法制度の発展は「WTO対応の時代」に入ったとも言われる。そして、2000年8月に、中国の第2次改正専利法が可決され、2001年7月に施行されることになった。2001年12月に、中国は正式にWTOに加盟し、同機関の

第143番目の加盟国となった。今回の第2次法改正は、主に専利権保護の強化、侵害行為に対する司法及び行政の対応、審査手続きの簡素化等に集中し、以下のポイントに及んだ。

- (一) 国務院及び地方の専利行政機関の責務
- (二) 職務発明制度の見直し
- (三) 損害賠償の計算方法
- (四) 国有企業の専利権者の地位、国有企業による専利を処分する権利の明記
- (五) 実用新型、外観設計の拒絶査定不服に対する司法救済手続きの導入

第2次専利法の改正は、国内の産業発展の実情を考慮しながら、WTO加盟に対応するための国際基準に適合させたものであった。

(3) 第3次改正

中国がWTOに加盟した2001年当時、HIV/AIDSなどの伝染病が発展途上国を脅かす現状は深刻な問題となった。それに対応するため、WTOドーハ閣僚会議においては「TRIPS協定と公衆衛生に関する閣僚宣言」が採択され、HIV/AIDS等による公衆衛生の危機的な状況が「国家緊急事態」に相当するものとして、加盟国による強制実施権の発動、即ち関わる特許薬品を許諾なしで製造し輸出することが認められることになった。これは、明らかに「主として国内市場への供給のために許諾される」を条件とするTRIPS協定の強制実施権⁽³⁾の限定を越えたものであった。そのとき、同じく公衆衛生への対応に迫られている大国として、中国はTRIPS協定に適した強制実施制度を見直すために専利法を改正すべきとの声が国内から出始めた。

また、2000年代に入ってから、先進国の製薬会社等が、発展途上国の土着の豊かな生物資源や遺伝資源、古くから伝わる薬草などの伝統知識を無断で利用して、特許医薬品や食品開発を通じて利益を独占するなど、いわゆるバイオ・パイラシー（生物資源の盗賊）の事件がしばしば起こっていた。生物資源・遺伝資源・伝統知識等の保護と利用における先進国と発展途上国との間の対立は深刻化する状況となり、生物資源等の知的財産保護に関する国際ルールの策定が発展途上国と先進国と競合いの焦点になった。そのとき、中国は発展途上国の立場から、生物資源等に対する保護を専利法に明記すべきであると考え始めた。

その他、より多くの国民がいち早く廉価でジェネリック薬品にアクセスできるように、国内のジェネリック医薬品開発企業を支援する立場から、米国の「ボーラー（Bolar）条項」即ち、ジェネリック企業が新規特許医薬品をその特許有効期間中に試験のために開発しても特許権侵害にならないとする規定を中国専利法に導入すべきとの見方や、国内産業を守るために専利製品の並行輸入問題を専利法に明記すること等は法改正をめぐる議論の焦点となった。

このような背景の下、中国は再び専利法を改正することを決めた。第1次と第2次改正が米中貿易交渉の結果や国際条約における義務を果たすため、いわゆる「外圧のため用いる受動的な受け入れ」であるのに対し、今回の改正は、「自ら必要なため用いる能動的な革新」である⁽⁴⁾と言えよう。それから、2008年6月に、国のイノベーションによる発展を促すため、知的財産の創出、保護と利用に関する綱領的な政策文書である「国家知識産権戦略綱要」が公布され、中国の知的財産法制度の発展は「国家戦略時代」に入ったと言われる。同年12月に、第3次専利法改正案が可決され、改正専利法は2009年10月から施行された。今回の第3次法改正は、前述の遺伝資源の保護、並行輸入、ボーラー（Bolar）条項など権利侵害の例外規定の導入、強制実施制度の見直しの他、以下の事項にも及んだ。

- (一) 登録要件の厳格化
- (二) 先行技術による非侵害抗弁
- (三) 訴訟前の証拠保全
- (四) 外観設計の譲渡の申出の権利
- (五) 専利行政管理部門の権限及び専利代理機構の業務範囲の明確化等

(4) 第4次改正

専利法は2008年第3次改正が行われた後、国家の知的財産戦略の実行や国内産業の技術革新の促進に重要な役割を果たしてきた。しかし、2010年代に入ってから、中国経済の発展は新たな局面に入ったこともあり、科学技術力の向上や次世代を見据えた産業構造の高度化等の需要を満たすために、専利法制度の更なる完備化が求められてきた。

実は、国家知識産権局（SIPO）は早くも2011年11月から既に第4次専利法改正の作業を発動し、2013年1月に国務院に改正案（草案）を提出した。2014年、

全国人民代表大会常務委員会は専門家会議などの議論を経て同草案について具体的な意見を出した。2015年12月に、国務院は改正案（草案）を正式に公布し、政府の立場から公衆に向けて意見募集を行った。

今回の改正は、外からの圧力による緊迫性と慌ただしさがなく、国の産業構造の高度化及び革新促進メカニズムの完備化を図るため、慎重かつ十分な議論が求められた。そのため、2013年国務院が改正草案を提出してから6年が経った2019年1月に、第4次専利法改正案の第一回審議案がようやく全国人民代表大会常務委員会によって正式に公布され、第一回意見募集を行った。それから更に一年余り議論の末、2020年7月に、改正案の第二回審議案が公布され、再び国民に意見を求めた。結果、第4次改正専利法（以下、「2021年専利法」という）は、2020年10月17日付けで第十三期全国人民代表大会常務委員会第22回会議によって可決され、2021年6月1日に施行されることとなった⁽⁵⁾。

2021年専利法は、現行2008年専利法の31箇所に及んで改正を行い、部分外観設計専利（「部分意匠」に相当）制度、医薬品のパテントリンケージ制度、最大5倍までの懲罰的賠償制度の導入の他、法定損害賠償額の引き上げ、国内優先権制度、特許実施の開放許諾制度など多岐に渡り、中国知的財産法の完備化への道のりに大きな一歩を踏み出した。

2. 外観設計専利制度の見直し

第4次専利法改正の議論の中、外観設計をめぐる意見の対立が目立った。そのうち、侵害判定の基準等において外観設計が発明及び実用新型と実質的に異なることから、外観設計を「専利法」から分離して、単独の「外観設計法」を制定すべきとの見方も出た⁽⁶⁾。その意見は、残念ながら今回採用に至らなかったが、今後の更なる議論の方向性を示したものになると考えられる。今回の外観設計制度に対する改正は、主に部分外観設計（「部分意匠」に相当）と国内優先権制度の導入及び保護期間の延長にある。

(1) 部分外観設計制度の導入

部分外観設計が認められるか否かについての議論はこの数年繰り返し行われてきた。現行2008年専利法は、外観設計を「製品の形状、図案またはその結合…」（専利法第2条第4項）と定義している。即ち、製品

の全体の設計は保護の対象となるが、製品の一部いわゆる「部分外観設計」への保護は未だ認められていない。しかし、中国はここ数年高度な工業化の進展に伴い、製品の設計が日々進化し、新規デザインも製品の局部に集中する傾向にあることから、産業界から部分外観設計に対する専利法の保護を要請する声が高まってきた。それに、欧州、米国、日本など先進国が既に部分意匠制度を認めていることから、国際調和の観点からみて、中国の部分外観設計制度の導入が現実的に求められていた。

一方、導入すれば、部分外観設計出願の急増によって知識産権局の対応能力や侵害行為に対する行政の取締り能力などの懸念から、もっと慎重に検討すべきとの意見も少なくない。そのため、2015年に公布された改正草案において部分外観設計専利が既に認められたものの、2019年1月の第一回審議案でまた削除されることになった。その後産業界等からのニーズが高く、部分外観設計を保護することが再び提案されたので、2020年7月の第二回審議案で改めて議論の対象となり、最終的に可決されたことになった⁽⁷⁾。

(2) 国内優先権の追加及び保護期間の延長

現行専利法は、発明専利と実用新型専利の国内優先権のみ規定しており、外観設計専利の国内優先権を認めてない⁽⁸⁾。それは、外観設計専利の権利範囲が主に図面や写真によって定められ、後続の出願においてそれを変更する可能性が低く、国内優先権を主張する必要がないと考えられる。しかし、出願人は外国で初めて外観設計を出願した後、パリ条約に基づく優先権を主張して6ヶ月以内に中国へ関連外観設計を一つにまとめて出願することができるが、出願人が中国国内で初めて外観設計を出願した後、国内優先権を主張して関連外観設計を一つにまとめて出願することができない。また、部分外観設計専利制度を導入した場合、国内優先権が認められなければ、国際優先権に基づいて全体と部分との切替えは容易に実現できるが、国内出願の間にはそのような切替えができなくなる。このように内国出願と外国出願との間に不公平が生じてしまうことになる。これを解消するために、2021年専利法は、外観設計の6ヶ月の国内優先権期間を認めることとした⁽⁹⁾。優先権を主張する場合、現行法は、発明及び実用新案出願は優先日から3ヶ月以内に優先権書類を提出しなければならないと規定しているが、2021

年専利法は、発明及び実用新型を16カ月に、外観設計を3カ月に、優先権書類の提出期限も緩和することにした⁽¹⁰⁾。

また、中国企業の外観設計が国外でも保護を受けられるようにするため、中国は「意匠の国際出願に関するハーグ協定」に加盟する手続きを進めているところである。そのため、外観設計に対する少なくとも15年間の保護を与えなければならないというハーグ協定の義務を果たすために、2021年専利法は、外観設計専利の存続期間を現行法の10年から15年に延長することにした⁽¹¹⁾。

(3) 被疑侵害者による専利権評価報告書の任意提出

中国専利法は、実用新型専利及び外観設計専利に関わる権利侵害紛争が発生する場合、専利権者による専利権評価報告書の提示義務を規定していないが、人民法院又は専利を管理する部門が、必要に応じて、国務院専利行政部門が作成した実用新型又は外観設計の専利権評価報告書の提出を、専利権者又は利害関係者に命ずることができるとしている。実務上、権利者は自分に有利な専利権評価報告書を裁判または審理の証拠として自ら提出することが多い。しかし、被疑侵害者が係る専利権評価報告書を裁判所に提出して裁判の証拠として認められるかどうかについて現行専利法に明白な規定がないため、専利権評価報告書制度の中立性に疑問する意見があった。そこで、2021年専利法の66条第2項は、実用新型及び外観設計に関わる専利権侵害紛争事件において、「専利権者、利害関係者または被疑侵害者」は専利権評価報告書を自ら提出することができる旨を明確にし、被疑侵害者による非侵害抗弁の証拠たる専利権評価報告書の任意提出を認めた。

3. 医薬品のパテントリンケージ制度の導入

パテントリンケージ制度は、医薬品の上市許可を申請する段階において、特許権侵害の有無の事前確認を行うことにより、上市後の特許権侵害訴訟の回避や特許権侵害紛争の早期解決を図る仕組みである。中国では、2017年10月国務院が公布した「審査承認制度改革の推進と医薬品医療機器イノベーションの推奨に関する意見」の中で既に医薬品のパテントリンケージ制度の制定を目標として掲げていたが、2019年1月の第一回審議案はそれに触れなかった。2020年7月の第二回審議案では、同年1月に締結された中米経済貿

易交渉協議の合意に基づいて、中国の医薬分野において長年議論されてきたパテントリンケージ制度に関する条文の新設並びに具体的な制度設計が提案された。そして、同年10月17日に開かれた全国人民代表大会常務委員会は、その提案を一部修正した上で可決し、新専利法第76条⁽¹²⁾を新設した。

可決されたのは、薬品の上市許可に係る審査過程において、先発専利薬品との関係で専利権侵害紛争が生じる場合に備え、上市許可の申請者及び係る先発専利薬品の専利権者または利害関係者は、上市申請の薬品の技術的特徴が先発特許薬品の技術的範囲に属するか否かの判断を求めて人民法院に提訴することができること、国務院薬品監督管理部門は規定の期間内に上記人民法院が下した有効判決に基づいて、係る薬品の上市許可の承認を一時停止するか否かについて決定することができる旨、また、薬品の上市許可の申請者及び係る専利権者または利害関係者は登録申請の薬品に関わる専利紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできるとし、国務院薬品監督管理部門は、国務院専利行政部門と会同し、薬品の上市許可の審査作業と薬品の上市許可の申請段階における専利紛争の解決との具体的な整合方策を制定し、国務院の同意を得て実施すると規定する旨である。

注意すべきところは、2020年7月に公布された第二回審議案では、上市申請の薬品の技術的特徴に係る専利権の技術範囲に属していると疑った「専利権者及び利害関係者」のみが、国務院薬品監督管理部門が医薬品の上市許可の申請を公示した日から「30日以内に」人民法院に訴訟を提起するか或いは国務院専利行政部門に行政裁決を求めることができる旨が規定されていた。それから、当該期間を経過した後尚且つ専利権者及び利害関係者が訴訟を提起せずまたは行政裁決を求めない場合に限って、薬品の上市許可の申請者が初めて上市申請の薬品の技術的特徴に係る専利権の技術範囲に属しないことの確認を人民法院または国務院専利行政部門に求めることができるとしていた。このような制度設計が、国務院薬品監督管理部門による薬品の上市許可の判断の根拠は特許権者及び利害関係者側の提起した訴訟の判断結果のみになり、上市許可の申請者側の提起した裁判の結果が上市許可の判断の根拠にならない恐れがあることや、専利権者の裁判提起の優先順位によって、裁判管轄との関係において上市許可の申請者側に不利益を働かせる恐れがあることが

指摘された。そのような指摘を受けて、改正法は裁判提起及び行政裁決申請の順位を削除し、上市許可の申請者が専利権者と平等的に裁判や行政裁決を求めることができることと改めた。

また、2020年7月の第二回審議案では、専利権者また利害関係者の訴えを受理した人民法院または行政裁決の申請を受けた国務院専利行政部門が「9カ月以内に」判決または行政裁決を下した場合、国務院薬品監督管理部門は人民法院の判決または国務院専利行政部門の裁決に基づいて上市許可の申請を批准するか否かを決定するとされていた。そこで、人民法院及び国務院専利行政部門に「9カ月」の制限期間を定めていたが、それが米国の30カ月やカナダの24カ月に比べたら明らかに短く、人民法院または行政部門が9カ月以内に有効判決または裁決を出せるか、出せない場合どう対処するかについて更なる議論が必要である⁽¹³⁾と指摘されたので、改正法はその指摘を受け止めて「9カ月」の制限期間を削除することとした。

パテントリンケージ制度の導入に合わせて、薬品専利権の存続期限について、薬品の上市許可の審査と承認手続きにかかった時間を補償するために、2021年専利法の42条第3項は、「国務院専利行政部門は、専利権者の請求に応じて専利権期間の補償を行う」と定め、薬品専利の存続期間の補償制度を導入した。ただし、「補償期間は5年を超えてはならず、新薬上市許可後の専利権期間の合計は14年を超えてはならない」と補償の上限も加えた。

4. 権利保護と侵害救済の強化

中国政府はここ数年、例えば、2014年12月の「国家知識戦略行動計画の実施深化（2014-2020年）」、その翌年の「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干意見」、2016年12月の「第13次5年計画の国家知的財産保護と運用計画」といった一連の施策を順次打ち出した。そのいずれにも、知的財産権に対する保護の強化がポイントとなっている。

(1) 最大5倍までの懲罰的損害賠償制度の導入

現行専利法では専利権侵害に対する賠償は、損害の補填を原則としている。即ち、権利者が受ける損害賠償額は、実際の損失を埋め合わせることを原則としており、実際の損失を超えることができない。しかし、現行の補填的損害賠償制度につき、権利保護のコスト

が高く、「訴訟面では勝ったが、金銭面では負けた」との苦情がしばしば見られており、損害賠償制度の抜本的な見直しが求められてきた。実は2020年5月28日に採決された「中華人民共和国民法典」（2021年1月1日より施行）の第1185条では、故意による知的財産権の侵害について、権利者による懲罰的賠償を請求する権利がすでに認められている⁽¹⁴⁾。

そこで、2021年専利法は、民法典の規定に合わせ、懲罰的損害賠償制度を導入した。即ち、故意による専利権侵害の場合、損害賠償額を権利者の受けた損失、侵害者の獲得した利益またはライセンス料で計算した額の1~5倍まで引き上げることができるようにした⁽¹⁵⁾。なお、権利者の実際損害から侵害者の獲得利益という現行法の損害賠償金算定の優先順位を取消し、算定方法選択の自由を権利者に与えることとした。

(2) 法定賠償額の引き上げ及び挙証難問題への対応

裁判所は発明専利権者が損害額を立証できない場合、1万人民元から100万人民元までの法定損害賠償額を判定することができるとの現行法に対し、2021年専利法は、法定賠償額を最高500万人民元まで引き上げることとした⁽¹⁶⁾。なお、2019年1月の第一回審議案において法定損害賠償が「10万~500万人民元」とされていたところ、外観設計専利や実用新型専利の場合、損害賠償は必ずしも10万元に達するとは限らないため、改正法は第一回審議案にあった下限の10万元を削除した。

また、実務上では損害賠償額の認定を行う際に、挙証のハードルが高いという「挙証難」の問題が指摘されていた。これに対し、2021年専利法は、民事訴訟法及び改正商標法の規定に合わせて、権利者が挙証義務を果たしたものの、権利侵害行為に係る帳簿・資料が主に被疑侵害者に保有されている場合において、人民法院が権利侵害行為に係る帳簿・資料の提示を被疑侵害者に命ずることができることにした。また、被疑侵害者が提示せず或いは虚偽の帳簿・資料を提示した場合、人民法院が権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判定することができることとした⁽¹⁷⁾。

5. 専利実施の開放許諾制度

近年、中国の専利出願件数が顕著に伸びてきているが、大学やその他の研究機関が保有する専利の実施率の低い課題には変わりがない。専利取引市場の未熟、

市場信用システムの不完全及び専利情報提供の不十分等様々な原因が考えられるが、特に資金等との関係で専利権者による専利情報を十分に開示することが困難な場合が指摘された。そこで、2019年1月の第一回審議案から、開放許諾制度を導入することが具体的に提案された。即ち、専利権者がいかなる者に対して公平且つ非差別的に実施許諾をする旨の書面による声明（開放許諾声明）を國務院専利行政部門に提出した場合、國務院専利行政部門はそれを公告し、第三者が公告された許諾実施料を支払うことにより専利実施許諾を受けたものとする旨が定められた。ただし、このような定めから、第三者は開放許諾を受けようとする場合、許諾実施料について専利権者と協議できず、声明による公開された額を引き受けなければならないと読み取られるので、当該制度の実行に障害を生ずる恐れがあることが指摘された。そこで、2020年7月の第二回審議案は、許諾実施料についてより柔軟な対応を取るべきとの意見を受けて、「開放許諾期間中において許諾実施料について専利権者は被許諾者と協議して通常実施許諾を与えることができる」と規定を改めることにした。

また、開放許諾期間中において専利権者は独占的通常実施権及び専用実施権の設定を行うことができないことや、実用新型及び外観設計専利については出願登録の段階で実体審査が行われないため、開放許諾声明を行う場合、権利評価報告書の提出が義務付けられることと、開放許諾声明を撤回した場合、既に許諾を受けた者の利益を保護するため、その先に与えられた開放許諾の効力に影響しない旨が、第一回及び第二回の審議案にいずれも定められた。なお、開放許諾の実施について紛争が生じた場合、第一回審議案では「当事者が専利行政部門に調停を請求することができる」のみ規定していたのに対し、第二回審議案は、「当事者は開放許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の協議による解決する。当事者が協議を望まない或いは協議できない場合、國務院専利行政部門に調停を請求することができるほか、人民法院に訴訟を提起することもできる」と改めた。

可決された2021年専利法は、上記第二回審議案の関連規定を全面的に承継したうえ、専利権者による開放許諾のモチベーションを更に高めるために、「開放許諾実施期間において専利権者の専利年金の納付に対し、相応の減免を行う」旨を初めて定めた。

6. その他改正事項

(1) 専利の法執行を担当する部門と専利の管理を担当する部門との役割分担の明確化

中国において専利権侵害事件が発生した場合、人民法院へ提訴する司法ルートと、行政機関に差止を求める行政ルートとのダブル・トラックが設けられている。また、行政機関には、専利の法執行を担当する部門と専利の管理を担当する部門とがある。専利詐称事件と専利権侵害事件との性質上の相違から、2021年専利法の68条⁽¹⁸⁾、69条⁽¹⁹⁾は、専利詐称事件と専利権侵害事件においてそれぞれ専利の法執行を担当する部門と専利の管理を担当する部門の異なる権限を明確にした。即ち、専利詐称事件の取締りについて、専ら専利の法執行を担当部門の権限にし、専利の管理を担当する部門が当該権限から外れることになった。

また、地方人民政府における専利の管理を担当する部門が、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、専利権侵害紛争を処理するにあたって、当該行政区域内においてその同一の専利権を侵害した事件を合併して処理することができるとし、行政区域に跨ってその同一の専利権を侵害した事件について、上級地方人民政府における特許の管理を担当する部門に処理を請求することができるとした上で、國務院専利行政部門（国家知識産権局）の権限を「専利権者或いは利害関係者の請求に応じて、全国において重大な影響のある専利権侵害紛争を処理する」ことに限定した⁽²⁰⁾。即ち、地方で発生した専利権侵害紛争事件について、全国で重大な影響がない限り、たとえ複数の行政区域に跨っていても、当事者はそれを国家知識産権局に処理を求めることができなくなる。

(2) 職務発明に対する処置権の規定

2021年専利法第6条1項は、現行法上の職務発明の定義を維持しながら、職務発明の専利を受ける権利は法人等の使用者に帰属し、出願が登録された後、当該法人等の使用者が専利権者とするとしたうえで、当該法人等の使用者が、専利を受ける権利または専利権を法によって処置することができ、係る発明の実施と運用を促進する旨を定めた⁽²¹⁾。具体的な処置の方法について、株式、オプション、配当等の方式により、革新の収益を発明者或いは設計者に分かち合わせることなどが考えられる。

(3) 新規性喪失の例外事項の新設

現行専利法では、出願日前の6カ月前に、(一) 中国政府が主催または承認した国際展示会において初めて出展した場合、(二) 指定された学術会議又は技術会議において初めて発表した場合、(三) 第三者が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合との三つの事由のみについて、新規性喪失の例外手続きを受けることによって、新規性を喪失しなかったものとみなされている。2021年専利法は、上記三つの新規性喪失例外の事由の他、「国が緊急事態または非常事態の状況にあたる際、公共の利益のために初めて公開した場合」との事由を追加した。これは、2020年の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて急遽救済規定を設けたものと考えられる。

(4) 出願手続きの遅延のための専利権存続期限の補償

出願査定手続きの遅延により専利権者に与えた不利益を補償するために、2021年専利法は、米国の特許期間調整制度を導入し、一定の条件を満たした場合、國務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて、「発明専利の権利付与手続きの不合理的な遅延について専利権の存続期限に補償を行う」旨⁽²²⁾を定めた。ただし、その遅延が出願人によるものである場合は、補償の対象外となる。また、「不合理的な遅延」を如何に認定するなどの課題がまだ残しているため、今後の司法解釈または専利審査指南による釈明が期待されている。

(5) 信義誠実・権利濫用禁止の規定

標準必須特許に関するFRAND義務（公正、合理的かつ被差別的な条件で許諾する義務）に反する権利行使や、明らかに無効理由のある専利権による権利行使等を抑制するために、2021年専利法は、信義誠実及び権利濫用禁止の原則を明記にしたうえで、「専利権を濫用し、競争を排除し又は制限し、独占行為となる場合、中華人民共和国独占禁止法の規定により対処する」旨を定めた。

(6) 非専利事由の追加

現行「専利審査指南」では、原子核変換の方法に係る発明が専利権付与の対象外とされている。しかし、非専利事由について現行専利法第25条1項5号は、「原子核変換の方法で得られた物質」と定めており、

「専利審査指南」の規定と一致していない。そこで、2021年専利法は、「原子核変換の方法」そのものを非専利事由に追加し、即ち、「原子核変換の方法及び原子核変換の方法で得られた物質」と条文を改めた。

(注)

- (1) スーパー 301 条, 米国の 1988 年包括通商競争力法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act) に盛り込まれた, 不正貿易国とその行為の特定, 更に二国間交渉で妥結を見ないときにはアメリカ通商代表部 (USTR) が制裁措置を講じるとする条項である。
- (2) 参照: 「中国 WTO 加盟交渉の覚書」中国政府公式サイト http://www.gov.cn/ztlz/content_87675.htm
- (3) TRIPS 協定 31 条 (f) は, “強制実施許諾について “主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される” と定めている。
- (4) 参照: 呉漢東「中国の知的財産制度の発展: 法律, 政策及び文化」IP ジャーナル 14 号 2020 年 9 月。
- (5) 参照: 「中華人民共和国専利法の改正に関する決定 (2020 年 10 月 17 日)」全国人民代表大会公式サイト <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202010/78dc859e3352409fb91c8ad04597b9af.shtml>
- (6) 参照: 顧昕「部分外観設計制度の立法必要性の研究」知識産権 2018 第 4 期
- (7) 2021 年専利法 2 条 4 項: “外観設計とは, 製品の全体または部分的な形状, 図案またはその結合及び色彩と形状, 図案の結合に対して行われ, 美感を起こさせ, かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。”
- (8) 現行専利法 29 条 2 項: “出願者は発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に, また国務院専利行政部門に同一主題について専利出願を行う場合, 優先権を主張することができる。”
- (9) 2021 年専利法 29 条 2 項: “出願者は発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に, 又は外観設計を中国で初めて出願した日から 6 ヶ月以内に, また国務院専利行政部門に同一主題について専利出願を行う場合, 優先権を主張することができる。”
- (10) 2021 年専利法 30 条: “出願人が発明専利, 実用新案専利の優先権を主張するとき, 出願時に書面により声明を出し, かつ, 初めて発明, 実用新案を出願した日から 16 ヶ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。出願人が外観設計の優先権を主張するとき, 出願時に書面により声明を出し, 3 ヶ月以内に, 最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。出願人が書面による声明を出しなかった又は期限が過ぎても専利出願書類の謄本を提出しなかった場合, 優先権を主張しなかったものとみなす。”
- (11) 2021 年専利法 42 条 1 項: “発明専利権の存続期間は 20 年, 実用新案専利権の存続期間は 10 年, 外観設計専利権の存続期間は 15 年とし, いずれも出願日から計算する。”
- (12) 2021 年専利法 76 条: “薬品上市の評議審査の過程において, 薬品の上市許可の申請者及び関連する権利者または利害関係者は, 登録申請の薬品に関連する専利権を巡る紛争が生じる場合, 関連する当事者は, 人民法院に提訴し, 登録申請の薬品に関連する技術方案が他人の専利権の技術的範囲に属するか否かの判決を求めることができる。国務院薬品監督管理部門は, 規定の期間内に, 人民法院が下した有効判決に基づき, 関連薬品の上市許可の批准を一時停止するか否かについて決定することができる。”
- “薬品の上市許可の申請者及び関連する権利者または利害関係者は登録申請の薬品に関わる専利紛争について, 国務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできる。”
- “国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と会同し, 薬品の上市許可の審査作業と薬品の上市許可の申請段階における専利紛争の解決との具体的な整合方策を制定し, 国務院の同意を得て実施する。”
- (13) 参照: 立法律事務所「専利法修正案 (第二回審議案) 解説」2020 年 7 月 21 日 <http://www.lifanglaw.com/plus/view.php?aid=1946>
- (14) 中国民法典 1185 条: “故意に他人の知的財産権を侵害し, 情況が重大である場合, 権利侵害を受けた者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。”
- (15) 2021 年専利法 71 条 1 項: “特許権侵害の賠償金額は, 権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合, 当該専利許諾使用料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し, 情状が深刻である場合, 上記方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。”
- (16) 2021 年専利法 71 条 2 項: “専利権者の損失, 侵害者の得た利益及び専利実施許諾料の算定がいずれも困難である場合, 人民法院は専利権の種類, 権利侵害行為の性質及び情状等に基づき, 500 万元以下の賠償を与えることと確定することができる。”
- (17) 2021 年専利法 71 条 3 項, 4 項: “賠償金額には, 権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。”
- “権利者が既に挙証義務を果たしたものの, 権利侵害行為に関わる帳簿, 資料が主に権利侵害者に保有されている場合において, 人民法院は, 賠償金額を確定するために, 権利侵害行為に関わる帳簿, 資料の提出を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提出せず, 又は虚偽の帳簿, 資料を提出した場合, 人民法院は権利者の主張及び権利者が提出した証拠を参考として賠償金額を判定することができる。”
- (18) 2021 年専利法 68 条: “専利詐称の場合, 法に基づき民事責任を負うほか, 専利の法執行を担当する部門により, 是正を命じかつ公告し, 違法所得を没収し, 違法所得の 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合, 又は所得が 5 万元以下の場合, 25 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪となる場合は, 法に基づき刑事責任を追及する。”

(19)2021年専利法69条：“専利の法執行を担当する部門は、既に取得した証拠に基づいて専利詐称の疑いがある行為に対して取締りを行う際に、以下の措置を取る権限を有する。

- (一) 関係する当事者を尋問し、被疑違法行為に関連する事情を調査すること
- (二) 当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検証を行うこと
- (三) 被疑違法行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧し、複製すること
- (四) 被疑違法行為に係る製品を検査すること
- (五) 専利詐称製品であることを証明した場合は、封印し又は差押えること”

“専利の管理を担当する部門は専利権者又は利害関係人の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するとき、前項第(一)号、第(二)号、第(四)号に掲げた措置を取ることができる。”

“専利の法執行を担当する部門が法に基づき前二項に規定する職権を行使する場合、当事者は協力しなければならない、拒否したり、妨害したりしてはならない。”

(20)2021年専利法70条：“国務院専利行政部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて全国において重大な影響のある専利権侵害紛争を処理することができる。”

“地方人民政府における専利の管理を担当する部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内においてその同一の専利権を侵害した事件を合併して処理することができる。区域に跨ってその同一の専利権を侵害した事件について、上級の地方人民政府における専利の管理を担当する部門に処理を請求することができる。”

(21)2021年専利法6条1項：“所属機関の職務を遂行して、又は主に所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利を受ける権利は当該機関に属し、専利査定された場合は当該機関を専利権者とする。当該機関は、法により職務発明創造の専利を受ける権利及び専利権を処置し、関連発明創造の実施と運用を促進する。”

(22)2021年専利法42条2項：“発明専利の出願日から満4年が経過し、かつ実体審査請求日から満3年が経過した後に専利権が付与された場合において、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与手続きにおける不合理な遅延について専利権の存続期限に補償を行う。ただし、出願人による不合理な遅延はこの限りでない。”

(原稿受領 2020.10.28)